

斑鳩町

「中学校部活動の地域展開」に関する
保 護 者 説 明 会

令和7年11月
斑鳩町教育委員会
1

1. これまでの経緯

- ◆ 令和4年12月、スポーツ庁、文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定
- ◆ 令和6年2月、奈良県において、休日の中学校部活動の地域連携又は地域展開を完了することを目標に、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が示された。



- ◆ 斑鳩町として、「部活動の地域展開」を推進

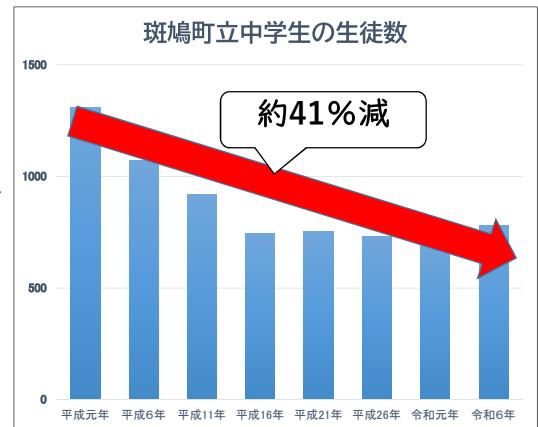
2. なぜ、「地域展開」なのか

(1)少子化による生徒数の減少

【背景として】

斑鳩町立中学校の生徒数の減少

町立中学校の生徒数は減少傾向にあります。平成元年の1,310人から比べると、令和6年には779人となり、約41%減少しています。また、現在の779人から比べると、令和17年には21%、令和27年は25%の減少が見込まれています。



3

2. なぜ、「地域展開」なのか

(2)教員の長時間労働

【背景として】

教員の働き方改革

中学校の教諭の1週間当たりの学校内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）は、63時間20分であり、1か月（4週間）当たりの時間外勤務は100時間近くになっています。

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和4年6月）

「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（文化部活動の地域移行に関する検討会議 令和4年6月）



教員の部活動指導を軽減し、教育の質の向上を図ります。

4

2. なぜ、「地域展開」なのか

(3) どうして、部活動改革を進めるの？

【どうして、部活動改革を進めるの？】

- 全国的な子どもの減少
 - ◆ 部活動当たりの生徒数が減少し、団体競技では1つの学校でチーム編成が困難となり、近隣の中学校と合同で活動したり、大会に出場したりするケースが増えています。
 - ◆ 部活動の設置数が減少し、生徒が希望する部活動が学校にない場合もあります。
- 生徒が専門的な指導を受けられる機会の充実
- 教員の働き方改革や競技経験のない顧問への対応
- 地域でスポーツに継続的に親しめる新たな環境づくり

5

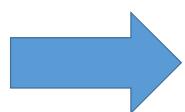
3. 斑鳩町の今後の方向性

奈良県の方針のもと、令和8年度から休日の学校部活動を地域クラブに展開します。

【令和8年3月まで】

月	火	水	木	金	土	日
学校部活動						

【令和8年4月から】



月	火	水	木	金	土	日
学校部活動				地域クラブ		

- ◆ 学校部活動は原則平日のみとなり、休日は希望者が地域クラブ活動に参加することになります。

6

3. 斑鳩町の今後の方針

地域クラブ活動について

- ① 参加対象者は、斑鳩町内に在住する中学生のうち、参加を希望する生徒です。
- ② 地域の指導者や教員（希望者）による専門的な指導を受けることができます。
- ③ 活動日は、土曜日、日曜日、祝日のうち、週1日（大会等参加などやむを得ない場合を除く）とし、1月あたり3回程度とします。
- ④ 活動時間は、1日あたり3時間以内（大会等参加などやむを得ない場合を除く）とします。
- ⑤ 活動場所は、町内の中学校や町所有の施設とします。
- ⑥ 会費（月単位で設定）及び保険料等が必要となります。

7

3. 斑鳩町の今後の方針

地域クラブで大切にしたいこと

将来にわたり、子どもたちが文化、芸術、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保します。

地域展開により多様な活動が可能になります。

【活動の例】

	平日（学校部活動）	休日（地域クラブ）	備考
Aさん	野球	野球	同じ種目で活動する
Bさん	野球	剣道	異なる種目で活動する
Cさん	卓球	活動しない	平日のみ、学校部活動で活動する
Dさん	活動しない	陸上	休日のみ、地域クラブで活動する
Eさん	活動しない	活動しない	平日も休日も活動しない

8

3. 斑鳩町の今後の方針

【令和8年度 斑鳩町文化芸術スポーツクラブのモデル図】



◆平日の学校部活動は、学校教育活動として継続します。

3. 斑鳩町の今後の方針

地域クラブとして、直営型と自主運営型の2つの形態で実施

直営型クラブの会費の額は、活動の維持、運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な額とし、斑鳩町文化芸術スポーツクラブが定めます。

自主運営型クラブの会費の額は、活動の維持、運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な額とし、それぞれの団体が定めます。

- ◆ 直営型クラブの会費は月額1,500円を予定しています。また、会費とは別に、保険料や用具代などの実費が必要となります。なお、要保護世帯及び準要保護世帯は、会費を全額免除する予定です。
- ◆ 自主運営型クラブの会費の額は、それぞれの団体が定めますが、要保護世帯や準要保護世帯は、直営型クラブの月額会費相当分の補助を行っていく予定です。

3. 斑鳩町の今後の方針

直営型クラブにおける指導者の応募状況

令和7年11月20日時点

種目	活動校	部員数	指導者	
			目標人数	応募人数
野球	斑鳩	35	2	3
	南中	35	2	
陸上競技	斑鳩	27	2	7
	南中	50	2	
男子 バスケット	斑鳩	35	2	8
	南中	20	2	
女子 バスケット	斑鳩	13	2	8
	南中	15	2	
女子 ハンドミントン	斑鳩	39	2	4
	南中	35	2	

種目	活動校	部員数	指導者	
			目標人数	応募人数
卓球	斑鳩	20	2	4
男子卓球	南中	30	2	
剣道	斑鳩	8	2	4
	南中	8	2	
サッカー	斑鳩	21	2	1
女子バレー	斑鳩	7	2	1
水泳	斑鳩	15	2	3
吹奏楽	斑鳩	55	2	6
	南中	48	2	

※ 部員数は、令和7年5月1日時点の人数です。

11

3. 斑鳩町の今後の方針

地域クラブにおける生徒の募集について

令和8年4月に新中学校1・2・3年生を対象に、地域クラブの生徒を募集します。

- ①両中学校で活動している種目は、それぞれ学校別で地域クラブの生徒を募集します。
 - ・2校分の指導者が確保できなかった種目は、合同で活動を行います。
 - ・応募人数が極端に少なかった種目は、合同で活動を行います。
- ②斑鳩中学校だけで活動している種目は、両中学校から地域クラブの生徒を募集します。
 - ・指導者が確保できなかった種目は、募集を行いません。
 - ・応募人数が極端に少なかった場合、その種目の活動を行いません。

12

3. 斑鳩町の今後の方針

直営型クラブの大会参加について

【奈良県の方針】

令和8年度からの大会参加に際しては、

「①中学校部活動として参加する」

中学校の教員は原則として、土・日・祝日の中学校部活動の指導は行うことができません。しかしながら、この例外として、大会参加の指導・引率については、週休日の振替を行うことにより、従事できることになっています。

「②地域クラブとして参加する」の二つの方法があります。

13

3. 斑鳩町の今後の方針

直営型クラブの大会参加について

【斑鳩町の方針】

地域展開への移行期にあたる現1年生、現2年生に係る経過措置として、令和8年度の県総体、県新人大会については、教員の指導・引率のもと学校部活動として参加する方向で検討しています。

令和9年度の県総体の参加については、その時点における状況に応じて方針を決定していきます。

14

ご清聴ありがとうございました。